



こんな場面が危ない！ 子どものオンラインゲーム無断課金！



◆保護者のスマホを、保護者のアカウントにログインした状態で、子どもに渡す



保護者のアカウントに登録された決済方法(クレジットカード等)で、子どもでも簡単に課金ができるしまう！

無料の範囲だと伝えて
いるし、短時間貸す
だけだから大丈夫



◆保護者の古いスマホを、自宅の Wi-Fi につなげて遊ばせるため、保護者のアカウントにログインした状態で、子どもに渡す



保護者の古いスマホを保護者のアカウントにログインした状態で渡すのは、保護者が今使っているスマホを渡すのと同じで、子どもでも簡単に課金ができるしまう！



電話もメールも使えない古いスマホなら、
課金できないから
安心だよ



◆子供専用のスマホを契約し、ペアレンタルコントロール機能を設定しないまま子どもに渡す



子どものアカウントを作成して「ペアレンタルコントロール」機能で課金を承認制にしないと、子どもでも簡単に課金ができるしまう！



子どものスマホにはクレジットカードを登録していないし、課金される心配はないよね



保護者の同意なく課金してしまった場合、「未成年者契約の取消し」ができる場合があります。

ただし…

- 保護者のアカウントで課金している場合
- 成年であると偽っている場合

※その他にも、ケースによっては返金が認められないこともあります

『ペアレントコントロール』 って何？

子どもが持つスマホやパソコンなどの利用方法を、保護者が管理する機能



- 利用時間の設定
- 不適切サイトや動画の閲覧
- アプリのダウンロード制限
- 有料サイトへのアクセスブロックなど…

あれ？ 請求額が増えている？ ～除雪・排雪料金は事前によく確認を！



新聞広告を見て、除排雪と屋根の雪下ろしを頼んだ。
見に来た担当者からは、「全部で約7万円」と言われ
了承した。
2日間かかって作業が終わり、翌日電話で「請求は
約12万円」と言われた。
最初の金額と違う高額な請求をされて納得できない。



⚠️ ここに注意！ ⚠️

◆除雪・排雪作業の見積もりを取る際は、以下の内容を
確認した上で書面をもらう

- ・具体的な作業内容と料金体系
- ・別料金発生の有無(重機など)
- ・作業が完了できなかった場合の対応
- ・作業に伴い自宅設備が破損した場合の対応



見積りの時に
細かくチェックする
ことが大事だケロ！



山形県消費生活センター
キャラクター“ケロ”ちゃん

◆契約書や領収書は保管し、作業日を記録しておく

◆事業者とのやり取りや除排雪作業の際は、一人に対応
せず、家族や周りの人にも立ち会ってもらう

「消費生活出前講座」を利用してみませんか？

- ◆最新の悪質商法について
- ◆契約トラブル等の相談事例紹介
- ◆トラブルへの対処法など

費用は
無料です



講師が各地域に出
向いて、消費生活
に関する知識を、
わかりやすくお伝え
します。

※まずは、お電話でお申し込みください

最上消費生活センター

〒996-0002

新庄市金沢字大道上 2034(最上総合支庁1階)

【相談受付】9:00～17:00

(土日祝日・年末年始除く)

【電話番号】0233-29-1370

「188」で最寄りの消費生活センターにつながります

1月・2月の無料法律相談会

■期日：1月14日(火) 2月4日(火)

■時間：13:30～15:30

■場所：最上総合支庁

■相談時間：お一人様30分となります

弁護士による専門的なアドバイスが、無料で
受けられます。

事前予約が必要ですので、当センターまで
お問い合わせください。

